個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

申込人および連帯保証人(予定者を含む。以下同じ。)は、本ローン申込(ローン申込後の契約ならびに保証 委託申込および保証委託申込後の契約を含む。以下同じ。)を含む株式会社福井銀行(以下「銀行」という。)および株式会社福井カード(以下「保証会社」という。)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を銀行ならびに保証会社が保護措置を講じた上で収 集・利用することに同意します。

ン申込時や契約成立後に申込人および連帯保証人が届け出た、氏名、年齢、生年月日、住所、電話 番号、動務先、家族構成、住居状況等の事項。②ローン申込日、契約成立日、申込金額等、本ローン申込に関する事項。③本ローン申込に基づ、取引状況、支払状況、④本ローン申込に関する申込人および連帯保 証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込人および連帯保証人 が申告した申込入および連帯保証人の資産、負債、収入、支出、銀行ならびに保証会社が収集したクレシット利用履歴および過去の債務の返済状況 ⑤本ローン申込書ならびに付属書面・添付資料等本ローン申込 にあたり提出する書面の記載事項 ⑥申込人および連帯保証人または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項 ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法 律に基づく本人確認書類の記載事項 ⑧官報に掲載された情報等、公開されている情報

申込人および連帯保証人は、銀行ならびに銀行の連結対象会社が申込人および連帯保証人の個人情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。

は、大学の日間を明めていたで、中のでは、 は、共同利用する個人データの項目 ①申込書等の書面その他の方法により共同利用者がお客さまからご提供いただいたお客さまおよびお客さま のご家族等の以下の個人情報

ア.氏名、住所等の属性がわかる情報 イ.収入、資産内容等の財務状況がわかる情報

ウ.借入残高、預金残高等の銀行取引の内容がわかる情報

②共同利用者とのすべての取引(過去を含む)に関する取引情報およびそれに付随する情報 ③共同利用者が一定の基準により査定を行った評価情報

【共同利用者の範囲】 銀行および銀行の連結対象会社(有価証券報告書等に記載)

【共同利用者の利用目的】

総合的サービスの提供、経営管理およびリスク管理 【個人データの管理責任者の名称】

株式会社福井銀行 https://www.fukuibank.co.jp 【銀行の連結対象会社(平成29年12月1日現在)】

端村に関いた。 福井信用保証サービス株式会社 http://www.fukuinet.jp/fshs/ 株式会社福井カード http://www.fukuicard.co.jp/ 株式会社福銀リース http://www.fb-lease.jp/

福井ネット株式会社 http://www.fukuinet.jp 福銀ビジネスサービス株式会社 http://www.fukuinet.jp/fgbs/ 株式会社福井キャピタル&コンサルティング http://www.fukuicc.co.jp/

Fukui Preferred Capital Cayman Limited
※連結対象会社の名称等の最新の情報は銀行のホームページ内に掲載しています。

第2条(個人情報の利用)

申込人および連帯保証人は、銀行ならびに保証会社が下記の目的のために第1条の個人情報を利用することに 同意します。

(1)株式会社福井銀行の個人情報の利用

【業務内容】 ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ②公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険販売業務、信託業務、社債業務等、法律 により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③その他銀行が営むことができる業務および

これらに付随する業務(今後取扱が認められる業務を含む) 【利用目的】 ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ②犯罪収益移 【科用日刊】 ①各種金融間のの口座開設等、金融間のロックーとなの大いのため ②必ずれな過程を転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただ(資格等の確認のため ③金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため ③金性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ⑤お客さまに対し取引結果、預り残高などの報告を行うため ⑥上記「業務内容」に記載の業務でのお取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ⑦融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断や融資後の管理のため、②融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断や融資後の管理のため、②配置を基準に際しての判断を記載されていません。 るのは大きに対しています。 の ⑤与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため、⑨債権の譲渡または証券化等の適切な業務の遂行に必要な範囲内 が安全地位に今日に近大学の1600 受けません。 で個人情報を第三者に提供するため。他の事業者等から個人情報を含葉務の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため、⑪お客さまとの契約や法律に基づ、権利の行使や義務の履行のため、⑫市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による 金融商品ササービスの研究や開発のため ③ダイノクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご 提案のため (他社の商品宣伝物の送付を含む) ④提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ⑤ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ⑥その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履

【銀行法施行規則等による利用目的の限定】

①個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。②人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外 に利用・第三者提供しません

2)株式会社福井カーFの個人情報の利用 【業務内容】①クレジットカーFの取扱いに関する業務 ②金銭貸付ならびに信用保証業務 ③集金代行業 務 ④ブリベイドカードの作成および販売 ⑤その他クレジットカード会社が営むことができる業務およびこれらに 付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

①当社との取引の与信判断および与信後の管理のため ②当社が加盟する個人信用情報機関(個人の 支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と ※出版ルバに深り、かけずなどが未ずのもりが加速立文に入り、ションは「時報を設定されている。3 の目)のもび三郎の規模に 提携する個人信用情報機関に照らし、お客さまの個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第3 9条および貸金業の規制等に関する法律第3 0条第 2 項に定めるお客さまの支払能力の調査のため ③ 9条約よび貸金業の規制等に関する法律第30条第2項に定めるお客さまの支払能力の調査のため③カードの基本的な機能や付帯サービスの提供のため④当社のクレジット関連事業における市場調査・商品開発のため⑤当社または加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のため⑥第三者(提供する旨の同意を得た提供先に限る)への提供のため⑦当社の連結対象会社および持ち分法適用会社において、カードの付帯サービスの提供、クレジット関連事業における市場調査・商品開発、宣伝物・印刷物の送付等、クレジット関連事業における営業に関する案内の目的で共同利用を行うため⑧当社が加盟する全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会において、全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断の目的で共同利用を行うため⑨上記の契約または法律に基づ権利の行使、義務の履行等のため:犯罪収益移転防止法に基づ義務の履行、提携契約の履行、受託業務の履行、訴訟への対応等

【貸金業の規制等に関する法律第30条等による利用目的の限定】

個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返 済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)申込入および連帯保証人は、銀行ならびに保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 開示を求める場合には、第6条記載の窓口にご連絡下さい。 開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細について が応えします。 (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行ならびに保証会社は速やかに訂正又は削
- 除に応じるものとします。 第4条(本同意条項に不同意の場合)

** (本内語未現に「中国必物品」 銀行ならびに保証会社は、申込人および連帯保証人が本契約に必要な事項(申込時に申込人および連帯保証 人が記載、み力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できな い場合、本申込をお断りすることがあります。

第5条(利用・提供中止の申出)

申込人および連帯保証人の個人情報を、銀行ならびに保証会社が下記利用目的で利用することについて、中止 の申し出があった場合は、それ以降銀行ならびに保証会社での下記目的の利用を中止する措置を取ります。 [利用目的] 金融商品等のセールス目的のダイレクトマーケティング(ダイレクトメールの送付やテレマーケティング

等)のため。

第6条(個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

個、情報の開示・訂正・削除についてのお客さまの個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記までお願いします。

・株式会社福井銀行 お客さま相談室 〒910-8660 福井市順化 1 - 1 - 1 ・株式会社福井カード お客さま相談室 〒910-0023 福井市順化 1 - 2 - 3 電話0120-291-028 電話0776-21-7881

第7条(本契約が不成立の場合)

本申込による契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由 の如何を問わず一定期間利用されます。

第8条 (条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

個人信用情報機関の利用・登録等に関する同意事項

(1)申込人および連帯保証人 (予定者を含む。以下同じ。) は、株式会社福井銀行 (以下「銀行」という。) または株式会社福井カード (以下「保証会社」という。) が加盟する個人信用情報機関 (個人の支払能力 るにはれば云社・南井ガード、以下は高い云は、「いまいか」の地域では、「関する情報や収集されてかり、 に関する情報や収集されて加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および同機関と提携する個人 信用情報機関に照会し、申込人および連帯保証人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される る契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を 関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ。) のために利用することに同意します。登録情報、登録期間等は後記 (a) に記載。 (2)申込人および連帯保証人は、銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する

個人信用情報機関に登録されている申込人および連帯保証人の個人情報に係る開示請求または当該情報 に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を同機関が定める手続および方法によって行うことができます。

- 第2条(個人信用情報機関への登録等) (1)申込人および連帯保証人は、後記(a)の個人情報(その履歴を含む。)が銀行または保証会社が加盟 する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によっ
 - する個人信用情報機関に登録され、「印機のはおりが限められている。 て自己の与信取引しの判断のために利用されることに同意します。 (2)申込入および連帯保証人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関がおよびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。(個人信用情報機関が相互に提供または利用することはありません。)
 - 思いる。《団の八届が旧時報が限別が日本に定民なんに本が用するなどもありません。 (3)第1条および本条前二項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等 は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、下 表の各機関で行います。(銀行ならびに保証会社ではできません。

	個人信用情報機関名	連絡先・ホームページアドレス等
А	全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関
В	株式会社シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ ※主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報 機関
С	株式会社 日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ ※主に資金業、クレシット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与 信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

- ①銀行が加盟する個人信用情報機関は上記AとCです。

- ○級式1777日語する個人信用情報機関は上記Bです。 ②保証会社が加盟する個人信用情報機関は上記Bです。 ③上記AとBとCは、相互に提携しています。 ④相互に提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、延滞・代位弁済などの情報です。

(a) 個人信用情報機関への登録情報および登録期間 銀行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、性別、 住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、契約額(保証委託金額)、残高、支払方法、支 払状況等です。

「全国銀行個人信用情報ヤンター」

「王国政门四八日市旧報でファー」				
登録情報	登録期間			
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便 不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等 の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間			
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の 内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強 制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない 場合は完済日)から5年を超えない期間			
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した 日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間			
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間			
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない 期間			
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間			
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間			

「株式会社シー・アイ・シー」

登録情報	登録期間		
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務 先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間		
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内		
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間		
保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用 した日および本契約またはその申込みの内容等	保証会社が株式会社シー・アイ・シーに照会した日から 6ヶ月間		
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	情報発生年月日より5年以内		

式会社口太信用情報機構

休式云任日本信用情報機構」				
登録情報	登録期間			
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務 先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番 号等の本人確認を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間			
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等の契約内容に関する情報および 入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延 滞、延滞解消等の返済状況に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内			
債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の取引事実に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)			
本契約に係る申込みに関する情報	当該照会日から6ヶ月以内			